

## スーダン

### 商標規則

1969年9月3日施行

#### 目次

- 規則 1 名称
- 規則 2 解釈
- 規則 3 手数料
- 規則 4 様式
- 規則 5 商品分類
- 規則 6 書類の様式
- 規則 7 送達の方法
- 規則 8 宛先
- 規則 9 スーダンにおける宛先
- 規則 10 代理人
- 規則 11 共同事業体等の出願
- 規則 12 出願の宛先
- 規則 13 登録官による出願受理の確認処分
- 規則 14 商標見本
- 規則 15 追加の見本
- 規則 16 見本は堅牢な性質を有すべきこと
- 規則 17 複数の類にまたがる商標の登録
- 規則 18 商標見本の複製の提出を命ずる登録官の権限
- 規則 19 図面の様式
- 規則 20 外国語の翻訳文
- 規則 21 出願受理後の手続
- 規則 22 登録の認容
- 規則 23 登録異議
- 規則 24 出願の補正
- 規則 25 登録官の決定
- 規則 26 放棄
- 規則 27 出願等
- 規則 28 出願公告
- 規則 29 出願の瑕疵
- 規則 30 登録簿への記入
- 規則 31 出願人の死亡
- 規則 32 登録証明書
- 規則 33 登録の更新
- 規則 34 登録簿からの登録商標の抹消
- 規則 35 譲渡
- 規則 36 商標に対する権原の証拠

- 規則 37 名称又は宛先の更正
- 規則 38 裁量権
- 規則 39 審問の請求
- 規則 40 猶予期間
- 規則 41 登録官の決定
- 規則 42 調査
- 規則 43 登録官の責務
- 規則 44 閲覧時間
- 規則 45 裁判所に対する請求
- 規則 46 裁判所の判決の公告

## 規則 1 名称

本規則は 1969 年商標規則という。

## 規則 2 解釈

本規則を解釈する上で本規則において使用された語は 1969 年商標法において当該語に付された意味に解釈しなければならない。また、本規則において、

「法」とは 1969 年商標法をいい、

「代理人」とは登録官が適法に認可した代理人をいい、

「主管庁」とは、商業供給省商標登録庁又は法第 4 条の規定により商業供給大臣の指定する他の部局をいう。

## 規則 3 手数料

法の規定に従い納付すべき手数料は本規則の附則 I に掲げる手数料及び財務経済大臣の同意を得て商業供給大臣が承認した改定手数料をいう。

## 規則 4 様式

本規則において様式とは本規則の附則 II に掲げる様式をいう。そのような様式は適用することができる限りのすべての場合に使用するものとし、登録官の指令するところにより訂正される。

## 規則 5 商品分類

商標登録及び本規則の目的を達成するために本規則の附則 III に掲げる方法で商品が分類される。

商品の属する類について疑があるときは、登録官が書類により決定する。

## 規則 6 書類の様式

登録官が別段の指令を発する場合を除くほか法又は本規則で登録官に提出若しくは送付されるべきことを求められる申請書、届出書、陳述書その他の書類はおよそ 13 インチ×8 インチの寸法のフルスキャップ用紙をもって作成するものとし、その左側に 1.5 インチ以上の余白をおくものとする。

## 規則 7 送達の方法

登録官に又は登録官が関係人に郵送すべき申請書、届出書、陳述書その他の書類は、書留郵便をもってしなければならない。この方法で送付された書類は、これを内包する封筒が通常郵便をもって配達されたとしたときに到達したものとみなされる。登録簿に記入された宛先若しくは送達宛先に宛てて商標登録名義人に発送した書類、又は請求書、登録異議申立書若しくは次条規則に規定する宛先で送達を受けるために届け出たものに宛てて出願人若しくは登録異議申立人に発送した書類は適法にその宛先に配達されたものとみなされる。

## 規則 8 宛先

法又は本規則により登録官に自己の宛先を届け出る義務を負う者が届け出た宛先は可及的に

完全なものでなければならない。

### **規則 9 スーダンにおける宛先**

商標登録出願人、登録異議申立人及び代理人でスーダンに居住せず又は業務に従事しない者は、請求によりスーダンにおける送達用宛先を届け出なければならない。

登録官は、スーダンに居住せず又は業務に従事しない商標登録名義人にスーダンにおける送達用宛先を届け出るべきことを求めることができる。

### **規則 10 代理人**

法第 15 条に規定する適格者は、商標代理人としての認可を登録官に申請することができる。

登録官は自己の認可した者のみを代理人として遇しなければならない。

### **規則 11 共同事業体等の出願**

(1) 共同事業体等が商標登録出願をするときは、その何れかの構成員が共同事業体等に代わり又はその名で願書に署名しなければならない。会社等の法人が商標登録出願をするときは、会社の役員若しくは秘書官又は代表者が願書に署名しなければならない。

(2) 出願は法第 9 条に規定するすべての事項を包含しなければならない。法第 10 条(1)及び(4)の適用のために願書には登録官の承認を得るに十分な国籍証明書又は国籍の不変更証明書を添付しなければならない。

(3) 願書には代理人が署名しなければならない。

### **規則 12 出願の宛先**

商標登録出願は、主管庁に登録官に宛てて提出しなければならない。

### **規則 13 登録官による出願受理の確認処分**

登録官は、出願の受理後遅滞なく様式 TM5 により出願受理の確認を出願人に通知する。

### **規則 14 商標見本**

商標登録出願は様式 TM1 に掲げる正方形の区画に貼付した商標見本を包含しなければならない。

商標見本の寸法が当該正方形をはみ出すときは、商標見本はリネン、トレーシングクロスその他登録官の適当と認める台紙に貼付しなければならない。この台紙の一部は上記正方形に貼付し、残部は折りたたむことができる。

### **規則 15 追加の見本**

商標登録願書には様式 TM2 による追加の商標見本で様式 TM1 に貼付したものに符合するものを 4 通を添付し、かつ、登録官が必要に応じその都度要求するすべての細目を附記しなければならない。そのような細目の記載には要求があったときは出願人又は代理人が署名しなければならない。

#### **規則 16 見本は堅牢な性質を有すべきこと**

すべての商標見本は堅牢な性質を有するものでなければならない。もつとも、出願人は、必要な場合には、様式 TM2 による見本の代わりに、前記寸法の強靱なフルスキャップの半折用紙に当該見本を貼付し、かつ、前条規則の附記をしてこれを提出することができる。

#### **規則 17 複数の類にまたがる商標の登録**

複数の類についての同一商標の登録出願は、各別の類についての独立の出願として処理される。2 以上の類に属する商品について 1 個の登録番号をもって商標が登録されたときはその登録は、手数料その他の事項に関しては別の類に属する商品についての独立の出願について行われたものとみなされる。

#### **規則 18 商標見本の複製の提出を命ずる登録官の権限**

登録官は、商標見本の何れかを適当なものと認めないときは、自己が適当と認めることができる他の商標見本をもってこれに代えるべきことを出願処理の手續に着手する前にいつでも求めることができる。

#### **規則 19 図面の様式**

図面その他の見本を所定の方式により提出することができないときは、登録官が最も便宜と認める方式をもってその写を提出することができる。登録官は、見本によって適宜に表示することができる商標については例外的にその写を主管庁に保管し、登録簿に自己の適当と認める方式をもってその旨を記入することができる。

#### **規則 20 外国語の翻訳文**

商標が英語又はアラビア語以外の言語による国語を包含しているときは登録官は、その正確な翻訳文を求めることができる。翻訳文は権限ある当局の認証を受けなければならない。登録官は、出願人又はその代理人がその翻訳文に署名及び裏書をすべきことを求めることができる。

#### **規則 21 出願受理後の手續**

商標登録出願を受理したときは遅滞なく登録官は出願にかかる商標と同一又は公衆を欺罔する意図が認められる程度にこれに類似する商標で同一又は類似の商品にかかるものが記録に存することの有無を確認するために登録商標及び出願中の商標について、審査の実行を命ずる。

#### **規則 22 登録の認容**

登録官は、登録出願にかかる商標について拒絶の理由を発見しないときは、無条件で又は補正等の条件を付してその出願を認容する。登録官は様式 TM6 による書面をもってその旨を出願人に通知する。

#### **規則 23 登録異議**

異議があったときは、異議申立書は、出願人に送付される。出願人が 1 月以内に審問を求め

ないときは、出願人は自己に通知された異議を受け入れたものとみなされる。

#### **規則 24 出願の補正**

登録官が訂正、補正その他の条件を付して出願を認容した場合において出願人がこれに不服であるときは、出願人は認容の通知を受けた日から 1 月以内にその旨を通知しあわせて審問手続を求めなければならない。これを怠るときは、出願人は当該認容処分を受け入れたものとみなされる。

#### **規則 25 登録官の決定**

理由を付した登録官の決定は書留郵便による書面をもって出願人に通知される。封書に付した郵便日付印に表示された日は不服申立手続の目的のためには登録官の決定の日とみなされる。

#### **規則 26 放棄**

登録官は、適当と認めるときは、権利を放棄すべき旨の意思表示を自己の出願に記載すべきことを出願人に求めることができる。

#### **規則 27 出願等**

- (1) 法第 9 条の商標登録出願及び法第 13 条の再分類のための出願は、それぞれ様式 TM1 及び TM3 によりしなければならない。
- (2) サービスマークの登録出願は様式 TM1 によりしなければならない。
- (3) 法第 22 条の申請は様式 TM4 によって行い、ライセンス契約書の認証謄本を添付しなければならない。
- (4) 法第 23 条の放棄は登録官宛の申立書の形式をもって届け出なければならない。登録官は、登録簿に記入した後、可及的速やかにこれを公告しなければならない。放棄は、その旨の登録をしなければ効力を生じない。
- (5) 法第 24 条の登録取消請求は、登録の日から 5 年以内に行なければならない。

#### **規則 28 出願公告**

- (1) 法第 9 条の規定による出願が認容されたときは、登録官は、その定める期間内に、かつ、その定める方式により出願人の費用をもって官報にこれを公告する。
- (2) 出願公告は商標見本を表示することができないときは、登録官は、当該公告中に当該商標見本が展示される 1 個又は数個の場所を指示しなければならない。
- (3) 当該公告の目的のために登録官は、商標の木版又は電気版(必要な場合には 2 個以上)で登録官が必要に応じその都度指定する寸法及び性質のものその他登録官が必要と認める商標公告の情報又は商標公告の方法を出願人に自己の費用で提供すべきことを求めることができる。
- (4) 出願人は当該公告に必要な事項のアラビア語による翻訳文を自己の費用で提供しなければならない。

## 規則 29 出願の瑕疵

出願に瑕疵がある旨の法第 9 条(3)の通知は登録官が様式 TM7 による書面をもって行う。当該通知があった日から 30 日以内に出願の瑕疵が補正されなかったときは当該出願は放棄されたものとみなされる。もつとも、登録官は出願人が遠隔の地に居住するときは、当該出願の瑕疵を補正するために上記 30 日のほかに更に適当な期間を許与することができる。

## 規則 30 登録簿への記入

登録官は、官報での出願公告の日から 6 月を経過した後遅滞なく所定の手数料の納付を条件として当該商標を登録簿に記入する。ただし、異議の申立及びこれに対する決定がある場合はこの限りでない。登録簿への商標の記入事項は登録の日、商標登録にかかる商品、法第 7 条に掲げるすべての事項及び商標権者の営業その他の職業その他登録官が必要と認める事項を包含する。

## 規則 31 出願人の死亡

出願人がその出願日後又は出願中の商標が登録簿に記入された後に死亡した場合において登録官が所定の公告期間の前後を問わずその死亡を確認したときは、登録官は、死亡した出願人の営業を承継した者の名称及び住所を当該死亡した出願人に代わり登録簿に記入するものとする。ただし、その承継が登録官に証明された場合に限る。

## 規則 32 登録証明書

商標の登録又は使用権者の登録があったときは、登録官は、様式 TM9 又は TM10 による証明書を出願人に又は申請人に発行する。

## 規則 33 登録の更新

(1) 商標登録の存続期間の満了前 2 月から 3 月までの期間の何れかの日に商標所有者又はその代理人は登録官に対し所定の手数料を納付して様式 TM13 により商標登録の更新を出願することができる。

出願人は上記様式による書面において自己の名称、国籍及びスーダンにおける宛先を記載しなければならない。登録官は、更新登録出願人が登録名義人又はその代理人でないときは当該出願人に対し登録名義人の署名した手数料納付権限証明書を 1 月以内に提出すべきことを求めることができる。当該証明書の提出がなかったときは、登録官は手数料を還付することができる。

他の場合においては登録官は、手数料を受領した旨及び登録を更新した旨を登録名義人又はその代理人に通知する。

(2) (a) 商標登録の存続期間の満了前 2 月から 3 月までの期間の何れかの日に更新登録出願がなかったときは登録官は様式 TM14 による通知書をその登録宛先に宛てて登録名義人に送付する。

(b) 商標登録の存続期間が満了する日までに更新手数料の納付がなかったときは登録官は、遅滞なく官報にその旨を公告する。当該公告の日から 2 月以内に所定の追加手数料を含む所定の手数料を納付して更新登録出願があったときは、登録官は登録簿から当該商標登録を抹消せずにこれを更新することができる。

(3) 前数項の規定は、法第 19 条(4)の条件が満たされることを条件として登録使用権者に適用する。

#### **規則 34 登録簿からの登録商標の抹消**

(1) 規則 33(2)(b)の公告の日から 2 月以内に所定の手数料の納付がなかったときは、登録官は商標登録の存続期間の満了した日から効力を生ずるものとして登録簿から商標登録を抹消する。もっとも、その後に所定の手数料の納付があった場合において登録官が適当と認めるときはその適当と認める条件を付して当該商標登録を登録簿に回復することができる。

登録簿からの商標登録の抹消があったときは登録官は、抹消した旨及びその理由を登録簿に記入させなければならない。

(2) 商標登録抹消の通知書は様式 TM16 により商標登録名義人に送付され、また、当該抹消の事実は官報に公告される。

#### **規則 35 譲渡**

(1) 法第 21 条の譲渡登録申請書は様式 TM11 により作成しなければならない。譲受人は様式 TM12 による宣誓陳述書を提出しなければならない。

(2) 国外に居住する者が前項の申請をする場所には法第 10 条(2)の証明書を申請書に添付しなければならない。

(3) 登録名義人の死亡により商標権の承継があったときは、正当な承継人は、前 2 項と同様の方式により承継の登録を申請することができる。

(4) 本条規則の登録申請人は、商標登録証明書を登録官に提出しなければならない。

#### **規則 36 商標に対する権原の証拠**

登録官は商標登録出願人に対しその必要と認める権原並びに営業の存在及びその所有に関する証拠方法及び追加の証拠方法を提出すべきことを求めることができる。

#### **規則 37 名称又は宛先の更正**

商標登録名義人がその名称又は宛先を変更したときは、遅滞なく登録簿に新たな名称又は宛先を記入すべきことを登録官に申請しなければならない。登録官は所定の手数料の納付があったときは、登録簿の当該記載を更正する。

#### **規則 38 裁量権**

登録官は法によりこれに付与された裁量権を行使することにより不利な効果を受ける者の請求があったときは、これに審問の機会を与えなければならない。

#### **規則 39 審問の請求**

審問の請求は登録官が当該裁量権を行使すべきことを求められる事項の生じた日から 1 月以内にしなければならない。

#### **規則 40 猶予期間**

当該請求を受理したときは、登録官は請求人又はその代理人を審問する期日をその 10 日前

に通知しなければならない。

通常郵便によるその通知があった日から 5 日以内に請求人は当該事案について審問を受ける意思があるか否かを登録官に通知しなければならない。

#### **規則 41 登録官の決定**

当該裁量権の行使に基づく登録官の決定は当事者に通知される。

#### **規則 42 調査**

登録官は、所定の手数料を納付して様式 TM15 による書面に商標 2 通を添付して調査の請求があったときは、当該調査の日現在においてこれに類似する商標が何れかの類に属する商品について記録に存在するか否かを確認するために調査を行い、その結果を調査請求人に通知しなければならない。

#### **規則 43 登録官の責務**

登録官は、本規則に定めるところにより行った調査の結果としての陳述又は告知に存する如何なる欠缺についても法律上の責を負わない。

#### **規則 44 閲覧時間**

主管庁は公の休日として公式に認められている日及び登録官が主管庁の見やすい個所に必要な場合にその都度掲示する告示に指定する日を除いて、週の各日の 9 時から 12 時まで公衆のために開放される。

登録簿を閲覧しようとする者は、所定の手数料を納付して主管庁の開放されている上記時間内にいつでもこれを閲覧することができる。

#### **規則 45 裁判所に対する請求**

(1) 裁判所に対する請求は民事訴訟手続令及びこれに基づく裁判所の定める手続に従ってしなければならない。そのような請求は不服のある決定の日から 1 月以内又は登録官の許可する期間内にしなければならない。そのような請求は通常の訴訟として審理される。請求人は所定の手数料を納付しなければならない。

(2) 登録官が商標登録出願の認容を拒絶したときは、出願人は法第 16 条(2)の規定により裁判所に対し当該拒絶の決定について不服を申し立てることができる。登録官は、自己の拒絶の処分を官報に公告する。出願認容の処分があったときも、この処分は官報に公告される。何人も出願公告の日から 6 月以内に商標登録に対し異議を申し立てることができる。

#### **規則 46 裁判所の判決の公告**

登録官は、望ましいと認めるときは、商標法の定めるところにより裁判所がする判決を官報に公告すべきことを命ずることができる。公告の費用は勝訴の当事者が支払う。